

消防大学校における教育訓練等に関する検討会
報告書

令和8年3月

消防大学校における教育訓練等に関する検討会

目 次

はじめに	1
第1章 消防大学校の教育訓練に係る課題	
1 成果指標の見直し	3
2 時代に即した学科・コースの展開	
(1) 幹部教育の見直し	3
(2) 緊急消防援助隊教育の充実強化	4
(3) 消防分野における女性の活躍促進	4
(4) 時代に即した先進的分野等の講義の展開	5
3 教育訓練を支える基盤の整備と高度化	
(1) 教育訓練の高度化のための設備等の整備	6
(2) 宿泊研修施設として必要とされる機能等の強化	6
4 都道府県消防防災部局・消防学校との連携	
(1) 研修への参加実績が少ない消防本部への対応	7
(2) 消防団幹部に対する教育訓練体制の充実	8
第2章 具体的な見直しの方策	
1 質を重視した成果指標への転換	9
2 教育体系の再構築と高度化	
(1) 幹部教育の質的充実	10
(2) 緊急消防援助隊の指揮・運用能力の育成・強化	11
(3) 女性の研修参加機会の拡充	11
(4) 新技術活用への教育、分野横断的な講義等の充実	12
3 設備・施設の充実に向けた取組	
(1) 最新の次世代型実火災体験型訓練設備等の導入	14
(2) 防火衣除染のための専用設備の整備	14
(3) 宿泊施設（学生寮）の収容力の増強等	14
(4) バリアフリーの推進を含む施設等のユニバーサル化	15
4 都道府県消防防災部局・消防学校との連携	
(1) 三者連携による消防本部に対する入校の働きかけの強化	15
(2) 消防学校における分団長等に対する教育充実のための取組	16
おわりに	17
<資料編>	18

はじめに

消防大学校は、消防に関する国の唯一の教育訓練機関として、昭和 34 年（1959 年）に発足してから現在 66 年を迎えている。

この間の卒業生（学科を卒業した者のほか、実務講習（以下「コース」という。）を修了した者を含む。）は、令和 7 年 12 月末までに 68,864 人、前身である消防講習所当時の 3,120 人を加えると累計で 71,984 人となり、創設以来、社会構造の変化、経験した災害対応に係る様々な課題等に対応しながら、教育訓練内容の不断の見直しを進めてきたところである。

今日の消防を取り巻く環境をふかんしてみると、ますます多様化、複雑化する社会構造に適応していくとともに、科学技術の進展を踏まえ、「消防 DX」という言葉に代表される消防分野における新技術の開発や現場での利活用、組織への実装を推進していくことが求められている。

また、災害に目を転じると、各種の自然災害の頻発化・激甚化に加え、インフラ設備の老朽化による救助事案、空き家での火災等の特異災害も生じている。加えて、南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模地震災害への対応は、引き続き消防行政の最重要課題の一つであり、被害軽減のための不断の備えが不可欠である。

一方で、人口減少と少子高齢社会が進展し、労働力不足が深刻な社会問題となりつつある状況下において、幹部職員は、若者に選ばれる魅力ある組織を作り上げるとともに、より充実した教育訓練環境や人事管理制度を構築し、効率的・効果的な消防行政の実現に資する職員を育て上げることも求められている。

消防大学校が行う幹部教育については、前々回検討会^(※1)において、団塊世代の大量退職・昇任期に伴う幹部職員の入替り数の増大を受け、教育の「質」はもとより、量的ニーズをも満たす必要性が指摘された^(※2)ことから、幹部研修の修了者（卒業生）の量的充足を推進したところである。

その後、大量退職・昇任期が落ち着いてきたことを踏まえ、前回検討会^(※3)において、幹部教育の見直しが改めて指摘され、一部、量的充足の推進を緩和し、数年程度の近い将来の動向も見極めながら、現在の教育訓練内容に至っている。

消防大学校では、これからの消防を担う幹部職員の育成に向けて、将来の退職者の推移や定年延長による影響、消防を取り巻く諸課題等を踏まえながら、次世代の幹部職員のあるべき姿を考え、より一層高度な教育訓練体系を構築していく必要がある。

本報告書では、以上の状況を踏まえ、まず、量と質の両面からこれまでの教育訓練の成果をどのように捉え、改善を進めるべきかという観点から、成果指標の課題と見直しの方向性を整理した上で、幹部教育、緊急消防援助隊教育、女性活躍推進、先進的分野の講義展開等の教育訓練に係る課題と見直し方策を示した。加えて、これら教育訓練の質的向上を支える基盤としての設備・施設の整備と高度化を図るとともに、関係機関との連携のあり方の位置付けを整理し、必要な見直し方策を提示した。

今回の取りまとめに当たり、検討会の委員をはじめ、協力いただいた関係各位に、深く感謝申し上げます。

- ※1 平成16年12月15日から平成17年5月31日まで全5回開催し、平成17年8月に報告書を公表している（以下同じ）。
- ※2 具体的な実現方策として、eラーニング導入による教育訓練期間の短縮等と併せて、従前の幹部教育課程の再編を行うことが提唱された。
- ※3 平成27年9月10日から平成28年2月10日まで全3回開催し、平成28年3月に報告書を公表している（以下同じ）。

（参考）

令和5年4月から地方公務員の定年が段階的に引き上げられているが、下表のとおり、直近、10年前及び20年前の各時点から「今後10年間の退職割合」をみると、定年退職を迎える年齢層（51～60歳）の割合は減少しており、定年延長の影響を加味してもなお、退職に伴って職員が入れ替わる速度は、従前と比較して相対的に落ち着いている時期といえる。

今後10年で退職する職員数と割合
（51歳以上60歳以下。定年延長の影響を除く。）

時点	全消防吏員数 (人)	退職者数 (人)	退職割合 (%)
2024年	167,384	27,561	16.5
2015年	160,649	33,166	20.6
2004年	153,221	40,461	26.4

※退職割合については、小数点以下第2位を四捨五入

第1章 消防大学校の教育訓練に係る課題

1 成果指標の見直し

従前、消防大学校が実施する教育訓練に対する成果は、教育の量（＝卒業生の員数）のみを指標として設定しており、宿泊型の教育機関である特性上、当該指標が宿泊施設（学生寮）の収容力に依存してしまうことはやむを得ないところであったが、全国の消防本部、消防学校から多数の入校希望が寄せられている一方で、大幅な定員増が見込めない現状にあっては、「量」に着目した指標では本質的な成果を見出すことが難しいという指摘がある。

人口減少、少子高齢社会の進展、労働力不足、各種自然災害の頻発化・激甚化等、消防を取り巻く環境が厳しさを増す中で、幹部職員に求められる能力は広範化し、その高度化が不可欠となっている。

このような中、幹部教育を担う消防大学校においては、より良い教育訓練の実現のため、教育訓練の成果を別の視点から「見える化」し、不断に見直しを行うことができるようにするため、その指標を教育の量から質へと転換させる必要がある。

2 時代に即した学科・コースの展開

(1) 幹部教育の見直し

消防大学校では、前々回検討会の提言を踏まえ、団塊世代の大量退職・昇任期に対応するため、eラーニングの導入により教育訓練期間を大幅に短縮すること等を通じて、幹部教育課程の修了者（卒業生）を増員し、量的ニーズの充足を図ってきたところである。

その後、前回検討会の提言において、大量退職・昇任期の収束を見据え、一部、量的充足を緩和し、幹部教育の再編を図ることとした後、その時々々の社会の趨勢を見極めながら、今日の教育訓練内容に至っている。

今後も、退職者数は低調に推移することが見込まれるとともに、地方公務員の定年の段階的引上げにより、幹部としての在職期間が延びる可能性があることから、なお、その能力を発揮することが期待され、量的なニーズについては、ややゆとりが見込まれる。

一方で、幹部教育における質的ニーズに着目すると、人口減少、少子高齢化に伴う人材確保の難しさ、地域コミュニティの希薄化等による地域防災力の低下、厳しさを増す地方財政等、今日の消防を取り巻く環境は様々な課題に直面しており、これからの消防組織を担う幹部職員には、組織の不断の見直しはもとより、これまで以上に一般行政部門や他消防本部、警察等の関係機関とも連携した、効率的・効果的な消防行政の運営能力や課題解決能力が求められ、また、消防分野において日々進展する新技術を把握し、その有用性を見極められる能力の向上も不可欠である。

さらに、風水害をはじめ頻発化・激甚化する自然災害、南海トラフ地震、首都直下

地震等の切迫する大規模地震災害に対して、平時においては、現場経験が少ない職員を効果的に育成するための指導力の発揮が求められるとともに、災害時においては、現場指揮者としての高度な指揮能力等が求められる。

これらを総合的に鑑みると、幹部教育の質的ニーズは、より一層の広範化、高度化の傾向があり、消防大学校では、これら現下の情勢を踏まえた幹部教育の充実強化を図る必要がある。

(2) 緊急消防援助隊教育の充実強化

消防庁では、阪神・淡路大震災の発生を契機として平成7年に緊急消防援助隊を発足させ（平成16年から法制化）、逐次、その増強を図ってきたが、昨今の自然災害の頻発化・激甚化とともに、南海トラフ地震、首都直下地震等の発生の切迫性を受け、引き続き同隊の強化を図っているところである。

現在の同隊の登録隊数は6,731隊（2025年4月時点）であり、前回検討会の開催時から1,430隊を増隊しているが、緊急消防援助隊基本計画^(※)（第5期）では、令和10年度までの登録目標隊数を7,200隊とし、更なる増隊が計画されている。

また、令和7年度からは、情報統括支援隊や安全管理部隊、救急特別編成部隊等の新設部隊を発隊させ、緊急消防援助隊のより一層の機能的な強化を行っている。

これらの質的・量的な強化が進む緊急消防援助隊に対して、同隊を指揮及び運用する指揮支援部隊長等には、より一層の指揮能力、部隊運用能力、調整能力等が求められている。

このため、緊急消防援助隊の円滑な指揮及び運用には、法制度等の熟知はもとより、過去の出動事例や他機関との連携、後方支援活動から得られた教訓やノウハウを理解することも必要である。

市町村消防を原則としている我が国においては、一の市町村では対処が困難な大規模災害に対して効率的・効果的な消防活動を展開するためには、緊急消防援助隊制度の円滑な運用が不可欠であるが、登録隊数の増強、充実した装備・資機材の配置等のほか、同隊の活動を支える重要な要素として、優れた指揮者の存在が挙げられる。

このことから、緊急消防援助隊の円滑な運用のため、消防大学校において教育訓練の充実強化に向けて取り組む必要がある。

※ 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年2月6日策定）。消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第2項に基づき、総務大臣が策定（変更）し、公表するもの。

(3) 消防分野における女性の活躍促進

消防庁では、女性の活躍促進が我が国の成長戦略の重要な柱に位置付けられたことを受け、全国の女性消防吏員の割合を約2.4%（2015年4月時点）から2026年度当初までに5%に引き上げることを共通目標として、全国の消防本部に対し、数値目標の設定による計画的な女性吏員の増員を要請してきたところである。

その後、広報活動の強化、女性専用施設の整備・充実等、各消防本部における積極的な取組の実施により、3,850名（2015年4月時点）から6,386名（2025年4月時点）

まで増員が図られ、いまだ共通目標には達していないものの、当該割合が 3.8% (同)まで増加したことについては一定の評価ができる。

さらに、消防庁では、消防本部全体の目安となる新たな数値目標として「将来的に女性消防吏員の比率を 10%程度まで引き上げることとし、まずは、5年後(令和 13 年度)までに採用者に占める女性の比率を 10%以上にする」(2025 年 12 月。消防本部における女性活躍推進に関する検討会)ことを掲げ、引き続き女性消防吏員の活躍に向けた取組を推進することとしている。

労働力不足が深刻な社会問題となりつつある昨今、意欲ある優秀な人材を確保し、組織の中でその能力をいかんなく発揮できる環境を構築することは極めて重要であり、また、消防分野における女性活躍の推進は、消防サービスの質を向上させることにつながるとともに、組織の活性化も期待される。

消防分野において女性が生き生きと職務に従事できること、女性の力を最大限に活用して組織の活性化を図ることは重要なことであるとともに、女性から選ばれる魅力ある組織づくりは、職業選択の場面において、女性に限らず、全ての若者にとっても魅力ある組織となり得るものであることから、消防大学校としては、教育訓練の面からこれを推進していく必要がある。

(4) 時代に即した先進的分野等の講義の展開

消防は、人口減少や少子高齢社会の進展、労働力不足、地域コミュニティの希薄化等、様々な社会問題に直面するとともに、困難になりつつある人材確保、厳しさを増す地方財政、地域防災力の低下等の課題が深刻化し、災害の頻発化・激甚化もみられる中において、求められる役割や組織運営における幹部職員への期待は、増えることはあっても減ることはない。

消防を取り巻く環境が厳しさを増す中で、消防がその使命を全うし、住民・国民の負託に応えていくためには、職員一人ひとりに必要な知識や技術を修得させるとともに、時代の変化を捉える感覚を涵養し、その能力や知見をいかんなく発揮できる環境を整え、組織として大きな力となるように導いていくことが幹部職員に求められる。

このため、消防大学校は、現在展開している講義を横断的に評価及び精査した上で、幹部職員としての資質を高め、組織力の維持向上につなげられるような講義を展開していく必要がある。

つまり、組織運営、人事管理、リーダーシップ等の幹部職員に求められる一般的な分野だけでなく、ドローン、AI(人工知能)、VR(仮想現実)等の利活用をはじめとして消防分野における新技術にいち早く着目し、その有用性を見極めていくこと、多数のインバウンド観光客や増加傾向にある在留外国人に対する消防サービスの提供が日常化しつつある中で、これに適切に対応していくこと、加えて、ハラスメント対策、女性活躍推進、消防の広域化等の人材の確保・育成、組織の活性化にとって必要となる分野にも注力する必要がある。

さらに、地域の消防体制の維持向上に欠かせない地域防災力に係る分野についても、特に消防団の充実強化と連携に係る講義内容の充実を図っていくことが求められる。

3 教育訓練を支える基盤の整備と高度化

(1) 教育訓練の高度化のための設備等の整備

消防大学校において高度な教育訓練を行うためには、消防行政における最新の動向等を絶えず把握しておくことと併せて、特に専科教育を中心に、様々な「現場」を想定し、充実した設備・施設を使用した実践的な訓練を実施することが効果的である。

災害の種類や規模にかかわらず、様々な現場で培われてきた知見は、確実に将来へ継承していかなければならないが、消防業務の原点でもある警防分野においても、建物火災が減少傾向にあるとはいえ、完全になくなることはなく、過去からの延長線上に日々の訓練を積み重ねていかなければならない。

このため、消防大学校が研修生を通じて各消防本部、各消防学校に対して訓練内容を示すことにより、間接的にも全国の消防力の底上げが実現されるよう、その役割に鑑み、当該訓練内容を補完する設備の充実を図ることが肝要である。

具体的には、建物火災が減少傾向にある中で、消火（指揮）活動の経験値を底上げすることを目的として、火災の性状を正しく理解し、対応していくための能力の維持向上が重要であり、消防大学校では、平成 25 年 1 月に単階層型の実火災体験型訓練設備を整備し、平成 25 年度からこれを活用した教育訓練を実施しているが、消火（指揮）活動の経験が少ない消防吏員に対して、より実火災環境下に近い実践的な教育訓練に資する設備等の導入を検討する必要がある。

加えて、（個人）装備や資機材の充実は、過酷な災害現場で活動する消防吏員にとって迫る危険から身を守ることはもちろん、安全管理を最優先とする活動に資するという観点からも重要であり、その機能の維持管理もまた同様であるが、実火災体験型の訓練では防火衣に発がん性を含む様々な有害物質が付着する危険性が指摘されていることから、訓練後の防火衣の適切な管理に係る設備等の導入を検討する必要がある。

(2) 宿泊研修施設として必要とされる機能等の強化

消防大学校は、講義聴講だけでなく、研修生同士が膝を突き合わせて課題研究に取り組んだり、様々な設備・施設を用いた実践的な訓練を行ったりすることから、対面を原則とする宿泊型の教育機関となっているが、教育の量のみならず教育の質もまた、物理的な収容力に左右される構造的な課題を内包している。

そして、各学科・コースの教育課程の編成に当たっては、幹部職員に求められる能力の向上のため、消防行政における最新の動向等も加味しながら不断の見直しを行い、最適解を追求しているものの、消防本部等からの入校希望者数が高止まりしている一方で、受入れ可能数が限界に達しており、最終的には宿泊施設の収容力を向上させなければならない問題に直面している。

また、座学や訓練だけでなく、宿泊施設において同じ時間を共有して連帯感を醸成する、研修生同士の人的ネットワークの構築も研修の一環として捉えていることから、その成果を最大限に引き出すため、設備・施設の機能面から、十分な気分転換によって集中力の回復につながる安全、かつ、快適な環境を提供する必要がある。

しかしながら、消防大学校では、消防吏員・消防団員はもとより、一般行政職員も

研修生として迎え入れているところ、宿泊施設を含め教育訓練等に用いる設備・施設には経年劣化がみられ、安全の確保が危惧されるとともに、施設の一部にはエレベーターが設置されていない等、いわゆるバリアフリーも徹底されていない状況であり、速やかな改善が求められる。

さらに、社会の多様化を背景に、バリアフリー対応のみならず、性の多様性にも配慮した、ユニバーサル化（ユニバーサルデザイン）の視点が急速な広がりを見せているが、各地の消防学校において既存施設の改修や新たな施設整備が行われる際は、すでにこのような視점에配慮することを前提とした取組が進められていることから、消防大学校においても、これらの先行事例も踏まえた取組が求められる。

このような前提の下、消防に関する国の唯一の教育訓練機関として、その使命を継続的に果たしていくためには、速やかに収容力の増強を実現するとともに、実効性を担保するため、教育訓練に必要な設備・施設の老朽化対策はもとより、ユニバーサル化（ユニバーサルデザイン）の視点を取り入れた施設整備を推進し、年齢、性別、身体的条件、性的指向・性自認等にかかわらず、入校資格を有する全ての者に対して開かれた環境を提供することが不可欠である。

4 都道府県消防防災部局・消防学校との連携

消防は、法律により「その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を（火災から）保護すること」を任務（の一つ）とし、市町村が「（その）区域における消防を十分に果たすべき責任を有する」こと（いわゆる「市町村消防の原則」）が規定されている。そして、市町村が、その責任を十分に果たすことができるよう、国及び都道府県の重要な責務の一つとして教育訓練機関（消防大学校及び消防学校）が設置され、消防職員、消防団員等に対し、教育訓練を受ける機会が与えられている。

そして、全国の消防職員、消防団員等の能力伸長を通じて、間接的に地域の、ひいては我が国の消防力・防災力を高めることに寄与し、消防大学校は国の機関として「国民の生命、身体及び財産の保護を図る」任務を果たしているといえる。

また、消防大学校では、現任教官科及び新任教官科における研修を通じて、消防学校の教官の技能向上を図っているとともに、技術的な援助として消防大学校の教職員が全国の消防学校に赴き、様々な講義を展開しているが、引き続き消防大学校及び消防学校が連携していくことは消防職員、消防団員等の幹部教育にとって重要である。

(1) 研修への参加実績が少ない消防本部への対応

消防大学校では創設以来、全国各地の消防本部から研修生を受け入れてきたが、学科・コースにかかわらず継続的に入校実績を重ねている消防本部がある一方で、長年にわたり入校実績がない消防本部も存在している状況にある。消防大学校への入校は、特定の地域、消防本部に偏ることがないように、各都道府県の推薦により決定しているが、入校の希望がなければ研修に参加させることはできない。

例えば、2009年4月から2024年9月までの約15年間において、学科・コースを問わず入校実績がない消防本部が25本部あることが明らかになっている。

また、平成28年度から令和7年度までの10年間における緊急消防援助隊教育科・

指揮隊長コース（以下「指揮隊長コース」という。）への入校実績（680名）を都道府県別に見てみると、実績がない、又は実績はあるものの当該期間内にわずか2、3名に留まっている例も見受けられる。

消防本部の規模にかかわらず、消防大学校において消防行政の最新の動向等を学び、先進的な知識・技術を修得するとともに、全国各地から集まった同士と切磋琢磨することは、消防吏員個人としての成長はもちろん、研修成果が所属する消防本部の組織力を向上させ、地域に還元することを通じて、消防に対する住民・国民の負託に応えることにつながり、大変有用であるといえる。

このため、消防本部に対して継続的な人材育成の必要性及び重要性を働きかけ、消防大学校による教育訓練の効果をあまねく波及させるため、都道府県の消防防災部局及び消防学校と適時に情報共有を行いながら、より緊密な連携を図っていくことが必要である。

(2) 消防団幹部に対する教育訓練体制の充実

消防大学校は、消防に関する国の唯一の教育訓練機関として、消防団員に対しても幹部として必要な教育訓練を行っているが、知識・技術の修得や実践的な訓練の実施に加え、連帯感の醸成による人的ネットワークの構築にも資するよう、消防職員と同様、宿泊を伴う形式が採用されている。

ただし、全消防団員約73万人のうち73.3%（いずれも2025年4月時点）が被用者であるため、研修に参加するためにはやむを得ず休業することが必要であり、遠方から参加する場合は更に時間を要し、家庭との両立等ともあいまって、宿泊を要することがかえって研修参加への障壁となっている可能性は否めない。

また、消防大学校の収容力、教職員数等を踏まえると、一度に多くの教育訓練を行うにも自ずと限りがある。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けて、全国の消防団幹部に対する教育訓練を充実していくためには、消防大学校における教育訓練だけでなく、消防学校をはじめとする他機関における教育訓練との役割分担を踏まえ、消防団活動に近い地域における消防団幹部に対する教育訓練体制の充実を図っていく必要がある。

第2章 具体的な見直しの方策

1 質を重視した成果指標への転換

教育訓練に関する成果を測定する場合、研修生がどの程度、研修の効果を実感しているか、一定の指標を用いて数値化することが適切であると考えられるが、その手法については留意が必要である。

例えば、講義（内容）についていえば、研修生の個人的な興味、関心等によって効果の実感が異なってくるため、「自身の考えに近い又は合致している」、「自身の予想どおりの結果となった」ものについては理解度も高く、有用性を感じやすいため、結果として高い数値が出やすく、また、「何らかの参加・体験を伴う」等の講義（内容）も「楽しい」、「面白い」といった側面から「有意義である」と感じ、高く評価される傾向にあると考えられる。

他方、幹部職員を育成する観点から必須である講義（内容）であったとしても、上述のような実感を持たなかった場合は、研修生からは低い評価を受けることが考えられるが、このことをもって教育訓練の効果がなかったと判断することには慎重であるべきである。

このため、教育訓練の成果を研修生自身の評価にのみ頼るのではなく、消防大学の卒業後、研修生が平素の業務に従事するに際して、修得した知識、技術等を存分に発揮できているか、例えば、第三者である当該研修生の上長からみた評価も加えることにより、客観性を担保することが可能となると考えられる。

また、消防行政の専門性の高さ、広域応援制度等、消防本部同士のつながりの重要性に鑑みれば、研修生自身の能力の向上だけでなく、消防大学校に入校することによって得られる人的ネットワークの構築についても、評価の一つとして加味することで、多角的な成果指標となり得る。

他方、消防大学校が教育訓練の内容を継続的に改善していくためには、短期的な評価のみに拘泥されるのではなく、中長期的な評価にも着目し、これらを総合的に判断する視点が必要である。

については、成果指標を教育の「量」から「質」へ転換するに当たっては、具体的な数値目標の設定と併せて、以下の3点を軸として検討することが望ましい。

- ① 「短期」の成果を測定する目標値として、原則として全ての学科の卒業生に対して「研修後の能力の向上達成度」及び「人的ネットワークの構築達成度」に係るアンケートを実施し、3.5点以上（5点満点）の評価を目指す。
- ② 同じく「短期」の二つ目の目標値として、①のうち現任教官科及び新任教官科の卒業生を派遣した消防学校（評価者は卒業生の上長に当たる者）に対して「研修の前後により卒業生の能力等が伸長したか」及び「研修成果が公務に発揮（還元）されているか」に係るアンケートを実施し、3.5点以上（5点満点）の評価を目指す。
- ③ 他方、「長期」の成果を測定する目標値として、本検討会による検討後の10年間（本年度を含み2034年度まで）を測定期間とした上で、当該10年間の各年度における「短期」評価の合計値として40点以上（50点満点）の評価を目指す。

2 教育体系の再構築と高度化

(1) 幹部教育の質的充実

ア 今後の方向性

かつての特定世代による職員の大量退職・昇任期が落ち着きをみせ、今後、退職者数は一定規模の安定した推移が見込まれるとともに、定年の段階的な引上げとあいまって、幹部職員が引き続き組織において活躍することが期待される。

また、幹部科の受講対象世代の規模も安定して推移していくことから、幹部職員を育成する消防大学の役割に鑑みれば、量的ニーズの観点では比較的穏やかな状態であるといえる。

一方で、消防を取り巻く厳しい環境を踏まえ、幹部職員として求められる様々な能力が広範化、高度化していることから、今後の教育訓練の実施に当たっては、量的ニーズへの対応と教育訓練内容の充実とのバランスに留意する必要がある。

このため、今後は量的ニーズの落ち着きを勘案しつつ、教育訓練の質的向上を視野に、消防本部の組織力を向上させるための人事管理、政策立案、消防財政、消防DX、議会対応等に加え、一般行政部門や他消防本部、警察等との関係機関との連携、消防団、自主防災組織等との協働、また、災害対応への備えとして、現場経験が少ない職員の効果的な育成、現場指揮者としての自身の能力伸長等、幹部職員に求められる様々な能力を向上させることへ注力していくべきである。

特に、若年層の中途退職の増加が大きな問題となっている昨今、高い志を持って消防吏員となった者が日々の業務を通じてやりがいと自己の成長を実感でき、また、信頼される組織となるよう、幹部職員としてその実現を図ることができる能力の向上が求められる。

そして、これらを実現するためには知識を吸収するだけでなく、事例研究やグループ討議を通じ、現実の課題について解決策を講じることができる能力を高めていくことも肝要である。

イ 推進方策

現在、消防大学が行う幹部教育の中心的な学科である幹部科では、教育訓練時間 226 時間の研修を 1 年度に 4 回、各回定員 60 名（延べ 240 名）で実施しているところ、量的ニーズへの充足を緩和するべく、実施回数を 3 回に削減するとともに、教育の質的向上を図るため、専科教育において標準的に設定している教育訓練時間である 240 時間を一つの目安として、これを引き上げることが望ましい。

これは、幹部科 1 回分の削減により教育訓練時間等を捻出することが、残る幹部科の教育訓練時間の拡充につながる上、消防大学校として今後、充実強化していくべき学科・コースに対しても、その資源を配分するために必要不可欠な取組であるといえる。

そして、今後、充実強化していくべき学科・コースは、本検討会で取り上げた以下に述べる指揮隊長コース、女性活躍推進コースをはじめとして、年々高まる救急需要に対して解決策を具現化し、適切な行政運営を確保できる、救急分野の幹部職員を育成する救急科等が挙げられる。

なお、消防大学校において幹部としての高度な教育訓練を実施するためには、併せてこれを支える教職員の増員及び個々の能力向上も図っていく必要がある。

(2) 緊急消防援助隊の指揮・運用能力の育成・強化

ア 今後の方向性

昨今、頻発化・激甚化の様相を呈している自然災害に対し、緊急消防援助隊の出動機会も増えていく傾向にある中、登録部隊の増隊、新たな部隊の設置をはじめ、同隊の機能強化が進められていることと併せて、これらを指揮及び運用する指揮支援部隊長等の能力向上を図っていく必要がある。

現在の指揮隊長コースでは、研修期間（講義時間）の関係上、例えば、災害事例の研究については、直近又は特定の事例を取り上げて講義が行われているが、地震災害や風水害だけでなく、林野火災、噴火災害、特殊災害等、これまでに緊急消防援助隊が出動した災害種別ごとの活動事例を広く学ぶことが肝要である。

加えて、過去の応援活動、円滑な活動に欠かすことのできない他機関連携の経験等により得た教訓やノウハウを広く共有していくとともに、後方支援活動についても、指揮隊長コースをはじめとする諸学科・コースにおいて、その一層の充実に結び付くような視点が必要である。

これらは知識の修得によるだけでなく、図上訓練を繰り返すことで災害対策本部等との連携について確認し、部隊運用の要諦を身に付けることが求められる。

この点、緊急消防援助隊の出動には制度上、国も関与していることから、図上訓練の実施に当たっては、消防庁が委嘱する緊急消防援助隊受援アドバイザーの協力を得ることも効果的である。

イ 推進方策

これらの充実強化のための具体的な見直しの一例として、現在、指揮隊長コースとして運営している研修を学科（仮称・緊急消防援助隊指揮科）へと格上げするとともに、60時間としている教育訓練時間を1.5倍（90時間）程度に増強させる必要がある。

なお、現在と同様に、同学科の受講者は、代表消防機関を中心とした各消防本部の警防分野における相応の経験者であることが想定されるが、研修期間の長期化に伴って各消防本部において不在となる期間も延びるため、この影響を極小化するよう、受講者のニーズに応じてリモート講義を積極的に活用する等、一定の配慮がなされることが望ましい。

(3) 女性の研修参加機会の拡充

ア 今後の方向性

消防大学校では、平成28年度から女性消防吏員のみの専用コースとして女性活躍推進コースを創設し、創意工夫と教育訓練内容の見直しを重ねながら、幹部教育を推進しているところ（1年度に1回・定員48名・教育訓練時間46時間。創設以来537名が卒業）、研修終了後のアンケートや生の声からは有用性の高さがうかがえ、受講態度に対する講師からの評価も高いことから、今後も女性消防吏員の活躍

を推進していくためには、教育訓練内容の充実を図るとともに、引き続き研修機会を提供し続けていく必要がある。

なお、女性消防吏員に対する教育訓練は、基本的に男性消防吏員と変わりはないが、女性ならではのキャリアデザイン、実際に幹部職員として働く女性消防吏員との経験の共有、また、女性消防吏員が苦手意識を持ちやすい警防分野について、幹部職員としての指揮能力の向上、指揮隊要務の理解等にも配慮が必要である。

これらは単に知識として修得するだけではなく、事例研究やグループ討議を通じて考えること、また、指揮シミュレーション訓練等の実践的な訓練を通じて、指揮活動の手順や流れを経験することが肝要である。

イ 推進方策

これらを実現するためには、教育訓練時間の引上げが不可欠であるが、現実問題として未だ「女性消防吏員の参加の難しさ」が存在しているため、他の学科・コースと同様に単に研修期間を延ばすだけでは、かえって参加を難しくしてしまう可能性があることに留意が必要である。

このため、現在、1年度に1回、定員48名で実施しているところ、リモート講義の積極的な活用等により入寮を伴わない形で教育訓練時間を引き上げつつ、1回当たりの定員を維持又は縮小の上、実施回数を増やして参加機会の選択の幅を広げることにより、実践的な訓練、課題研究等の講義において研修生1人ひとりが十分に向き合えるようにし、教育訓練の効果を向上させる必要がある。

この他、現在、各学科・コース（女性活躍推進コースを除く）に設けている女性優先枠（5%）を継続し、受講者募集の際にその活用を強く呼びかけるとともに、女性消防吏員の入校機運を高めるための情報発信を引き続き行うことも必要である。

(4) 新技術活用への教育、分野横断的な講義等の充実

ア 今後の方向性

消防大学校は、消防に関する国の唯一の教育訓練機関として、警防分野や予防分野などの消防行政に直結する講義の展開に留まらず、新技術の誕生や社会的な価値観の変化等、消防行政に大きな影響を与え得る間接的な分野についても必要に応じて講義を展開し、全国の消防組織の安定的、かつ、より良い発展に寄与する必要がある。

このような視点を持ち、消防行政に直結した狭い範囲に捉われず、自治大学校、市町村職員中央研修所等、公務員を対象とする様々な教育研修機関における教育課程も参考とし、有用な講義等の発掘に努めるべきである。

イ 分野ごとの推進方策

(ア) 消防分野における新技術に係る分野

社会のあらゆる分野にデジタル技術の利活用が急速に広がっている状況において、消防分野においても新技術の開発や現場での実装を推進していく必要があるが、幹部職員にはこれらの新技術に注目し、消防組織の運営にどのように活かすことができるかを見極めることが求められる。

このため、現在、消防分野における新技術に関する講義は、幹部科及び一部の

学科のみで実施している状況であることから、ドローン、AI、VR等の利活用をはじめとして消防分野における新技術にいち早く着目し、その有用性を見極められるようにすることを目的として、幹部科における講義の充実に加え、他の学科・コースにおいても必要に応じて講義を展開していくべきである。

なお、これらの講義は、実装から遠い構想段階に留まっているものではなく、ある消防本部において実用化（試行を含む）している技術、消防以外の分野において高い評価を受けている技術等、その導入が消防の抱える課題の解決に寄与することが見込まれる内容であることに留意が必要である。

(イ) 外国人対応に係る分野

年間訪日外客数（2025年）は約4,300万人（前年比15.8%増）で、2024年の約3,700万人を上回り、過去最高を更新している。

また、在留外国人数（2025年6月末時点）は約396万人（中長期在留者数が約369万人、特別永住者数が約27万人）となり、前年末に比べ約19万人（5.0%）増加^(※)、これらの傾向は引き続いていくことが見込まれている。

よって、今後も消防組織が訪日外国人や在留外国人に対しても適切に消防行政サービスを提供するため、外国人対応に係る先進事例の把握等について、前述した消防分野における新技術に係る分野と同様に、幹部科における講義の充実に加え、他の学科・コースにおいても必要に応じて講義を展開していくべきである。

※ 数値は、日本政府観光局及び出入国在留管理庁の報道発表資料から概数として表記したものである。

(ウ) ハラスメント対策、女性活躍の推進、消防の広域化等の組織の活性化等に係る分野

ハラスメント対策及び女性活躍推進は、一概に先進的分野とは言にくい分野ではあるが、古くて新しい課題であり、消防組織が時代に合わせて変化し、持続可能なものとしていくためには、ハラスメント対策を徹底することは当然であり、また、男女の区別なく職員一人ひとりが活躍できる環境を構築することは「選ばれる職」にもつながることとなり、その対応の成否が組織の活性化に直結する分野である。

加えて、人口減少が進展する状況にあって、限りある財政の下、住民・国民に対して質の高い消防サービスを将来にわたり提供し続けるためには、多くの消防本部において消防の広域化について改めて検討していく必要もあると考えられる。

については、消防組織におけるハラスメント問題が注目されている中、女性活躍推進、消防の広域化等と併せて、有為な人材の確保・育成、組織の活性化に資するよう、幹部科はもとより他の学科・コースにおいても講義内容の充実を図っていくことが求められる。

(エ) その他の分野（消防団を中核とした地域防災力の充実強化）

日々の安全・安心なまちづくりにおいて、また、発生が危惧されている大規模地震災害に備えるためには、常備消防のみならず、消防団を中核とした地域防災力の充実強化が不可欠であり、その取組の重要性を改めて認識するとともに、消防組織として平時から積極的に関与していかなければならない。

このため、幹部職員を育成する消防大学校においても、より多くの研修生が認

識を深めることができるよう、消防庁が委嘱する消防団等充実強化アドバイザーとの連携も含め、現在、関係する講義を実施していない学科等においても展開するための検討が必要である。

3 設備・施設の充実に向けた取組

(1) 最新の次世代型実火災体験型訓練設備等の導入

昨今、長期的な建物火災の減少傾向により、現場対応を経験したことがない職員が増加しているという声とともに、データセンター、大型倉庫等の特殊な建築物、一般住宅を含めて気密性が高い建築物が増加していることに伴って、火災発生時の消火活動等のために内部進入を余儀なくされる機会が増え、これに比例して活動中の危険性が増しているという声も多く聞かれるようになった。

消防大学校では、消防吏員の消火（指揮）活動の経験不足を補完することも見越して、平成25年度から実火災体験型訓練設備（単階層型）を活用した教育訓練を続けているが、現在では、例えば、1階層部分における消火活動が他階層に与える影響を学ぶことができる等、従前の機能と比較して、実際の火災により近似した環境を再現できる次世代型（多階層型）の実火災体験型訓練設備も出現していることから、現在導入している単階層型の更新に加え、時宜に応じた最新の設備についても積極的に導入すべきである。

(2) 防火衣除染のための専用設備の整備

火災現場では、建築物、収容物等が燃焼することにより、発がん性を含む様々な有害物質が発生し、煙やガスとして空気中に放出されるだけでなく、消火活動後の防火衣等の装備品に付着することが明らかになっている。

これらの有害物質が長期間にわたり残留すると、消防吏員が有害物質にさらされ、健康被害を引き起こすリスクとなることから、諸外国においては、活動後において除染を行う等、適切な処置をすることが一般的となっている。

このような国際的な対策強化の流れも踏まえ、また、実践的な教育訓練を行う機関であり、消防学校の模範となるべく期待される消防大学校の役割に照らせば、適切な資機材管理に資するよう、実火災対応訓練後に除染を行うことができる簡易的な除染装置や専用の除染設備（防火衣専用の洗濯設備、乾燥設備等を含む）を導入すべきである。

(3) 宿泊施設（学生寮）の収容力の増強等

消防大学校では、座学と実践的な訓練による知識・技術の修得のみならず、人的ネットワークの構築にも重点を置き、対面型による教育訓練を行っているが、社会構造の変化や時代の変化に応じて教育訓練内容を更新していくことと併せて、物理的な収容力についても、常に適切な水準を確保する必要がある、とりわけ、引き続き多くの入校希望者が存在している現状に鑑みれば、施設規模の拡大については十分な必要性及び妥当性が認められる。

物理的な制約によって学科・コースが単独で定員を増やすこと、また、研修日数を増やすことが困難となっている現状は、将来の消防を担う幹部職員を継続的に育成していかなければならない消防大学の使命に鑑みれば、全国の消防力・防災力の強化の観点から好ましくないことから、宿泊施設については、老朽化対策を着実に進めながらも、収容力の増強のため、現建築物の建替えを最優先事項として位置付けるべきである。

(4) バリアフリーの推進を含む施設等のユニバーサル化

消防大学が、消防に関する国の唯一の教育訓練機関であり、その使命を十分に果たすための一つの要素として、ハード面からも最適な研修環境を整える必要があるが、高度な教育訓練の実施に欠かせない設備・施設の経年劣化を放置することは教職員を含めて全ての関係者を偶発的な事故の危険にさらすとともに、バリアフリーについては、例えば、車椅子ユーザーの入校等を潜在的にためらわせる一因になってきた可能性も否定できないことから、いずれも早急な改善が求められる。

また、社会の多様化が進行する中で、全ての研修生が充実した研修生活を送り、確実な研修成果の獲得につながるよう、性の多様性にも配慮し、例えば誰もが利用可能なトイレや入浴設備といった、ユニバーサル化の視点を取り入れたハード整備についても取り組む必要がある。

なお、前述した宿泊施設の建替え（収容力の増強）についても同様に、ユニバーサル化の視点を取り入れるべきであることに留意が必要である。

4 都道府県消防防災部局・消防学校との連携

(1) 三者連携による消防本部に対する入校の働きかけの強化

消防大学校へ長期にわたり入校実績がなかったり、偏りがみられたりする等の現状にあって、様々な事情が存在することは理解しつつも、我が国の消防力・防災力を高めていくためには、やはり消防大学校において学ぶことの意義は大きく、積極的に周知していくことが求められるが、全ての市町村、消防本部に必ずしも十分に伝わっているとはいえない。

消防大学校においてはこれまで、全国消防防災主管課長会議、全国消防学校長会総会等の機会を通じて都道府県消防防災部局・消防学校との情報共有を図ってきているが、その相手が部局長、課長等の責任者であり、ともすれば一方的な発信に陥りがちになっていたことは否めない。

よって、都道府県消防防災部局・消防学校から消防本部に対して改めて消防大学校への入校を促す一方、消防大学校に対する期待や幹部職員の育成に係る要望を汲み取るため、これらの機会を最大限に活用して三者が一層の連携を深めることはもとより、職員の研修計画を立案したり、関連予算の要求を行ったりする実務担当者に対して適時に必要な情報提供を行うことに加えて、オンラインを活用した対話の即時性に重きを置きつつ、例えば、消防大学校が主催する連絡会議や地域（ブロック）ごとの会議等、積極的に意見交換できる機会を設け、教育訓練に関して消防大学校が有する多く

の知見を共有していくことが求められる。

その際、消防大学校が有する様々な情報を内部で一元化した上で、容易に外部に提供できるようにするため、既存データベース、ホームページ等、情報整理及び発信のためのツールの整備・改修を行うことも必要である。

(2) 消防学校における分団長等に対する教育充実のための取組

消防団幹部のうち、分団長等にあつては、平素は生業を持ち、かつ、いわゆる働き盛りの年代に位置する者が多数を占めており、一般的に宿泊を伴う研修へ参加することは容易ではなく、その人数規模から考えても、消防大学校だけで十分な教育訓練を行うことは困難と言わざるを得ない。

しかしながら、災害対応に加え、消防団長を補佐し、団員教育等、平時の消防団運営の実務を担っているのは分団長等であり、消防団の活性化、地域防災力の充実強化のためには、質と量が伴った分団長等に対する教育訓練が不可欠である。

よって、消防学校との役割分担の下、分団長等が活動するそれぞれの地域に近い消防学校において、高度な教育訓練を受けることができるよう、消防大学校がその体制を充実させていくことが肝要である。

具体的には、従前実施している消防団活性化推進コース（自治体職員等向け）において実施回数や定員の拡大を検討することと併せて、特に現任教官科、新任教官科において、分団長等の消防団幹部の育成に主眼を置いた講義等を取り入れることを通じて、消防学校においても高度な教育訓練ができる人材を育成していくことが必要である。

おわりに

消防大学校は、創設以来、その時々ニーズに合わせて教育訓練の内容を充実させ、消防の発展及び我が国の消防力・防災力の強化に貢献する数多くの人材を輩出してきたが、人口減少や少子高齢社会の進展、労働力不足、地域コミュニティの希薄化等、現下の消防を取り巻く環境はその厳しさを増していくことが予想される。

また、消防が立ち向かっていく自然災害も頻発化・激甚化の傾向にあり、大規模地震災害の発生が切迫している中、その備えも万全にしていかなければならない。

このような状況において、引き続き、消防が住民・国民の安全・安心を守る機関として、その信頼と負託に応えていくためには、継続的な人材の育成が不可欠であり、特に、消防組織がその時々直面する課題に向き合い、解決することができる幹部職員の存在が必要となる。

このため、消防大学校においては、本報告書に盛り込まれた取組を一つずつ着実に進めるとともに、全国の消防学校等とも連携を図りながら、社会の要請に応えられる幹部職員を育成していくことが求められる。

消防大学校が消防に関する国の唯一の教育訓練機関として、消防の更なる発展と我が国の安全・安心につながる人材育成の要としての役割を果たすことを期待したい。

<資料編>

目 次

資料1	消防大学校における教育訓練等に関する検討会	
(1)	消防大学校における教育訓練等に関する検討会 開催要綱	20
(2)	消防大学校における教育訓練等に関する検討会 委員名簿	21
(3)	消防大学校における教育訓練等に関する検討会 開催経過	22
資料2	時代に即した学科・コースの展開	
(1)	幹部科における教育訓練の沿革	23
(2)	緊急消防援助隊教育の充実強化	24
(3)	消防分野における女性の活躍促進	24
資料3	教育訓練を支える基盤の整備と高度化	
(1)	火災件数の推移	24
(2)	教育訓練の高度化のための設備等の整備	
ア	実火災体験型訓練設備	25
イ	除染設備（防火衣専用の洗濯設備）	25
(3)	宿泊研修施設として必要とされる機能等の強化	
○	バリアフリーとユニバーサルデザイン	26

消防大学校における教育訓練等に関する検討会 開催要綱

1 目的

首都直下地震、南海トラフ地震等の巨大災害の発生が引き続き懸念され、本格的な人口減少社会を迎える中、頻発化、激甚化する自然災害に対応するための緊急消防援助隊の充実強化、女性消防吏員の更なる活躍推進、現場経験の少ない若年層の効果的な育成など、消防を取り巻く環境の変化等を踏まえ、新たな時代を担う幹部を育成するため、これからの消防大学校における教育訓練等のあり方について検討を行うことを目的とする。

2 名称

本検討会の名称は、「消防大学校における教育訓練等に関する検討会」（以下「検討会」という。）とする。

3 検討項目

検討会は、次の事項について調査、検討を行うものとする。

- (1) 時代に即した学科・コースの展開に関すること
- (2) 教育訓練の高度化のための設備等の整備に関すること
- (3) 教育の質を成果指標とする取組に関すること
- (4) 宿泊研修施設として必要とされる機能等の強化に関すること
- (5) 都道府県、消防学校との連携に関すること
- (6) その他

4 構成及び運営

- (1) 検討会は、消防学校の職員、消防機関の職員、消防行政の関係者等のうちから、消防大学校長が委嘱する委員によって構成する。
- (2) 検討会に座長を置き、座長は委員の互選によりこれを選出する。
- (3) 座長は、会務を総理する。
- (4) 座長に事故のあるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- (5) 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に検討会への出席を求め、意見を聴取することができる。
- (6) 検討会には、委員の代理者の出席を認める。

5 任期

委員の任期は、就任を承諾した日から当該日の属する年度の3月31日までとする。ただし、特に必要があると認められるときは、任期を別に定めることができる。

6 雑則

- (1) 検討会の庶務は、消防大学校教務部が処理する。
- (2) この要綱に定めるほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。
- (3) 会議は、原則として非公開とする。ただし、座長が検討会の運営上必要と認める場合は、この限りではない。

附 則

この要綱は、令和7年10月16日から施行する。

消防大学校における教育訓練等に関する検討会 委員名簿

(敬称略・座長を除き五十音順)

座長	吉田 悦教	千葉経済大学経済学部特任教授
委員	上田 伸次郎	一般財団法人東京消防協会理事長
委員	大塚 大輔	消防庁総務課長
委員	岡本 優司	山梨県消防学校長
委員	金子 裕一郎	東京消防庁消防学校長
委員	下重 美佐男	公益財団法人日本消防協会業務部長
委員	瀬川 浩樹	盛岡地区広域消防組合消防本部消防長
委員	田中 雄章	消防庁消防・救急課長
委員	千葉 周平	消防研究センター研究企画部長
委員	西本 和人	和歌山市消防局長
委員	道園 由紀	福岡県消防学校長
委員	宮川 江美	千葉県防災危機管理部消防課長

消防大学校における教育訓練等に関する検討会 開催経過

- 1 第 1 回 [令和 7 年 10 月 16 日 (木)]
 - (1) 検討会の進め方及びスケジュールについて
 - (2) 主な検討事項について

- 2 第 2 回 [令和 7 年 12 月 24 日 (水)]
 - (1) 主な検討事項について
 - (2) 報告書骨子 (案) について

- 3 第 3 回 [令和 8 年 2 月 27 日 (金)]
 - 報告書 (案) について

1 時代に即した学科・コースの展開

(1) 幹部科における教育訓練の沿革

現在の幹部科は、その前身として昭和 61 年度に幹部研修科との名称で創設^(※)された。その後、全国的な消防吏員の大量退職・昇任期の到来と収束を踏まえた検討会結果から、次のとおり教育訓練の量的質的な見直しを行っている。

※ 現在の幹部科の前身である幹部研修科も、昭和 23 年度に創設された指導者養成科や昭和 28 年度に創設された本科などの統廃合により立ち上げた経緯があるが、ここでは昭和後期からの記載に留めた。

《S61 年度～H17 年度》

- ◆ 卒業生数：110 名～130 名程度
- ◆ 教育時間：当初の 370 時間程度から年々減少が見られたが、それでも 300 時間以上の時間資源を使い学科運営を実施

前々回の検討会（H16・H17 年度開催・H17.8 月検討会報告書）

《H18 年度～H27 年度》

- ◆ 卒業生数：H18、H19 年度で対前年度からそれぞれ 78 名、76 名の卒業生の増員
 - ◆ 教育時間：量的ニーズの対応に伴い、300 時間以上の時間を 220 時間に縮減^(※)
- ※ e-ラーニングを活用して教育の質を担保

前回の検討会（H27 年度開催・H28.3 月検討会報告書）

《H28 年度～R07 年度》

- ◆ 卒業生数：令和元年度^(※)に 50 名程の受入枠の縮減 → 現在の 240 名枠
- ◆ 教育時間：特に大きな時間変更はなし → 現在の 226 時間規模

※ コロナ禍による規模縮小も影響している

幹部科の卒業生数（受入枠）と教育時間の推移表

年度	卒業生数 (人)	教育時間 (時間)	年度	卒業生数 (人)	教育時間 (時間)	年度	卒業生数 (人)	教育時間 (時間)
S61	107	379	H11	129	346	H24	274	220
S62	102	370	H12	131	343	H25	270	220
S63	109	362	H13	128	346	H26	283	220
H01	111	361	H14	132	339	H27	279	220
H02	110	351	H15	126	343	H28	284	223
H03	110	351	H16	120	308	H29	292	226
H04	110	385	H17	108	269	H30	285	226
H05	112	353	H18	186	259	R01	239	226
H06	110	357	H19	262	235	R02	213	226
H07	114	357	H20	268	220	R03	232	226
H08	112	346	H21	272	220	R04	204	226
H09	112	353	H22	265	220	R05	214	226
H10	132	371	H23	254	220	R06	240	226
						R07	240	226

- ・ ■ 帯の網掛けは、検討会の開催年度を表す。
- ・ ■ 帯の網掛けは、前年度から 10%以上の増減が発生していることを表す。

(2) 緊急消防援助隊教育の充実強化 [資料 2 (2)]



(3) 消防分野における女性の活躍促進 [資料 2 (3)]

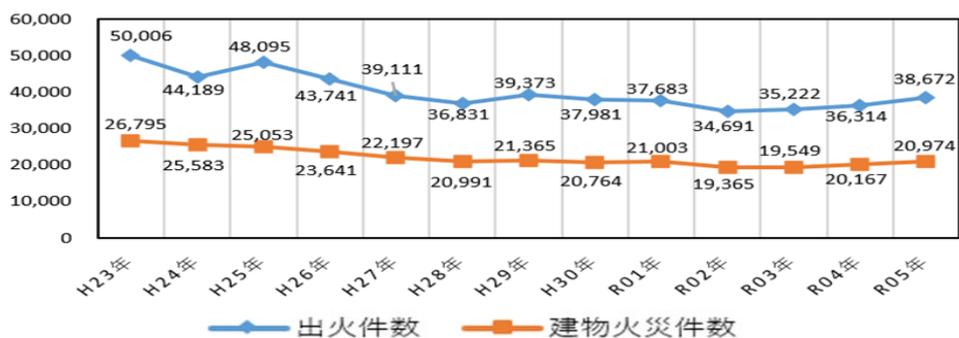
(各年 4 月 1 日現在)



2 教育訓練を支える基盤の整備と高度化

(1) 火災件数の推移 [資料 3 (1)]

平成 23 年以降の出火件数をみると、長期的にみて減少傾向となっている。令和 5 年中の出火件数は 3 万 8,672 件（対前年比 2,358 件増、同 6.5%増）であり、令和 3 年以降やや増加しているが、10 年前（平成 25 年）の出火件数 4 万 8,095 件と比較すると 2 割程度減少している。



※「消防白書」を基に事務局作成

(2) 教育訓練の高度化のための設備等の整備 [資料3(2)]

ア 実火災体験型訓練設備

(7) 単階層型 (現在消防大学校で設置しているもの)



(4) 多階層型 (例：在日米軍基地キャンプ座間設置)



イ 除染設備 (防火衣専用の洗濯設備)



※提供：東京消防庁

(3) 宿泊研修施設として必要とされる機能等の強化 [資料3(3)]

○ バリアフリーとユニバーサルデザイン

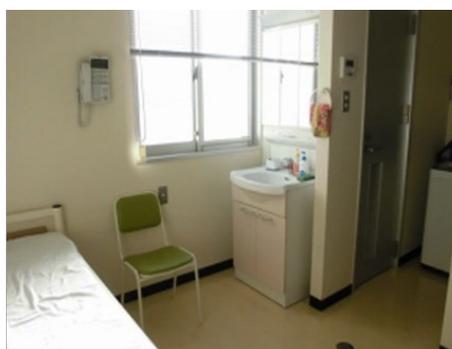


エレベーターの整備



スロープの整備

※「令和7年度版 消防防災施設・設備整備に関する
財政措置活用の手引き」(令和7年6月、消防庁)から引用



個室内に浴室、トイレ、
洗面台、洗濯機等を整備

※相模原市ホームページ
(女性消防吏員の活躍推進)から引用

